

別府大学

平成 24 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

別府大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、別府大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神「真理はわれらを自由にする(VERITAS LIBERAT)」を基礎に、その使命・目的を学則上に明確に定め公表するとともに、学部学科ごとの教育研究の目的も学則上に定め公表している。また、大学は、大分・別府の地で百有余年の長きにわたって若者の教育に携わるとともに、郷土の恩恵を享受してきたことを深く自覚し、平成24(2012)年度から始動した5か年計画「教育研究発展計画2012-2016(別府大学 未来へのアプローチ)」(以下、「教育研究発展計画」)においては、大学のミッション(使命)を「教育」「研究」及び「地域貢献」の三つにまとめている。更に、それらを実現するための五つのビジョン(目標・大学像)と十の重点目標を掲げ、年度ごとの具体的な行動計画を定めている。なお、大学の建学の精神は、大学案内やホームページなどに明示している。また、「教育研究発展計画」は役員及び教職員の理解と支持を得て制定されているとともに、冊子にして全教職員に配付され、その実現に努めている。

「基準2. 学修と教授」について

学科、大学院の専攻ごとにアドミッションポリシーが明示されており、大学案内、入学試験要項などによって周知されている。また、アドミッションポリシーに従って各種の入試を実施し、学科ごとに選抜方法を工夫している。各学科とも収容定員を満たしていないが、入学者の減少に対して入学定員の適正化に努めるとともに、全学的な学生募集・広報活動を強化し、入学定員充足率、収容定員充足率は回復しつつある。教育課程はその教育目的、編成方針に従って適切に設定されている。また、コース教育と資格教育を組み合わせるなど、学生視点に立ったカリキュラム編成に努めている。単位認定に関しては、適切な単位認定、卒業・修了要件などの基準のもとに厳正に運用されている。キャリア教育については、キャリア支援センターを設置し支援体制を強化している。特に、管理栄養士国家試験の合格率を高めるため、模擬試験の実施などきめ細かい指導を行い、全国平均を上回る合格率を達成している。更にFD(Faculty Development)活動、授業評価アンケートなど、教授方法の改善を全学的に進めるために組織体制を整備し、運用している。専任教員は設置基準に定める教員数以上に適切に配置されている。施設・設備の安全性、バリアフリーなどにも配慮している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

法人全体の目標として総合5か年計画「学校法人別府大学中期計画」を策定し、同計画を冊子として全教職員に配付するとともに、公益性を有する教育研究機関として大学のホ

ホームページなどで公表している。学校法人及び大学の管理運営については、関係法令などに準拠し、諸規定を整備するとともに、これを遵守した管理運営が行われている。理事会は法人における最高意思決定機関として明確に位置付けられている。また、法人のガバナンス機能を強化するため、理事会の機能の一部を定例役員会に委譲し、業務執行の迅速化を図るとともに、理事を2人増員している。大学においては、学長補佐を置き学長のリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。また、教職員の経営への参加意識を高めるため、課題に応じたワークショップの開催などSD(Staff Development)活動に取り組み、運営の改善に活用している。なお、近年学生数の減少による帰属収支差額の黒字幅が減少傾向にあるが、4期にわたる中期財務計画を着実に実施したことにより、長年連続して帰属収支差額の黒字を維持するなど努力し、経営の安定が保たれている。予算の執行に当たっては、関係規定に基づき、適正に執行している。

「基準4. 自己点検・評価」について

平成5(1993)年に自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価の組織を整備している。その自己点検・評価の基礎となる学生数や教員数などのデータは大学事務局が中心となって収集・整理し、その共有に努めている。また、平成24(2012)年にスタートした「教育研究発展計画」においては、「年度報告」の作成、大学企画運営会議における自己点検・評価、翌年度の「年度計画」への反映、そしてその結果を大学運営の改善・向上につなげる、という独自のPDCAサイクルを構築し、実施する計画である。

総じて、大学の教育は建学の精神に基づいて適切に行われ、学修と教授においてもさまざまな創意工夫が施され適切に運営されている。経営・管理と財務に関しても適切に運用され、自己点検・評価に関しては、自ら設定した計画に従ってPDCAに基づいた改善に努めていると評価する。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

大学は、建学の精神「真理はわれらを自由にする(VERITAS LIBERAT)」を基礎にして、その使命・目的を学則上に明確に定め公表している。また、学部学科ごとの教育研究上の目的に関しても、学則上に定め公表している。更に、平成 24(2012)年度から始動した 5 年計画「教育研究発展計画」においては、より具体的に大学のミッション（使命）を「教育」「研究」「地域貢献」の三つにまとめ、それを実現するための五つのビジョン（目標・大学像）と十の重点目標を掲げ、それらに対応した年度ごとの具体的な行動計画を定めている。なお、この「教育研究発展計画」は、冊子にして全教職員に配付されるとともに、年度ごとに「年度計画」を立て、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度にかけて、全学をあげて PDCA サイクルに従って自己点検・評価していく計画である。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、大分の地で百有余年の長きにわたり若者の教育に携わるとともに、また郷土の恩恵を享受してきた。このことを深く自覚し、法人の目的にある「地域社会並びに国際社会の発展に貢献できる有為な人材を育成」、そして大学の目的にある「進んで社会に貢献しようとする人材を養成」に呼応すべく、5 年計画「教育研究発展計画」の中で、大学の個性・特色として「地域貢献」を「教育」「研究」とともに大学の第 3 のミッションとして明確に掲げている。また、大学は学則第 1 条に「別府大学は、教育基本法及び学校教育法に則り」と記している通り、法令に則っていることを明示している。更に、大学は昭和 25(1950)年の開学当初は文学部 1 学部でスタートしたが、社会や時代のニーズの変化に柔軟に対応すべく、各教育組織の見直しを行うとともに、平成 23(2011)年度に策定した大学の使命・目的の実現を目指した「教育研究発展計画」との整合性を図るために、同年度に大学の目的の改訂を行った。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の目的及び教育目的は、役員及び教職員の理解と支持を得て制定されているとともに、それによって平成 23(2011)年度に策定された 5 年計画「教育研究発展計画」も、全学の理解を得て実施されている。また、大学の建学の精神は、理事長や学長が入学式・卒業式の式辞や公的行事の挨拶などの中で必ず触れるほか、大学案内などに明示し、周知するように努めている。学生には、1 年次教養科目として「大学史と別府大学」を設け、建学の精神、教育理念、設立の経緯や沿革などについて解説している。更に、「教育研究発展計画」に従って、建学の精神、大学の使命・目的、学部学科及び研究科ごとの教育研究目的の見直しを行い、学科、大学院の専攻ごとに「3 つの方針」を明確化し、学生の受入れから学位の認定までのプロセスを適正に構築し、教育に当たっている。教育研究組織についても、「教育研究発展計画」に従って自己点検・評価を行っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

学科、大学院の専攻ごとにアドミッションポリシーが明示されており、大学案内、入学試験要項、ホームページなどによって周知に努めている。

また、アドミッションポリシーに沿って各種の入試を用意し、学科ごとに選抜方法を工夫している。それらは教務・入試担当学長補佐を委員長とする全学委員会と各学部教授会の連携のもとに適切に運営され実施されている。

入学者の減少に対して、平成 21(2009)年度、23(2011)年度、24(2012)年度と入学定員を削減しその適正化に努めるとともに、平成 21(2009)年度には理事長が統括する学生募集対策会議を法人に設置し、一元的で組織的な運営体制によって全学的な学生募集・広報活動を強化してきた。各学科とも収容定員を満たしていないが、各種の施策により入学定員充足率、収容定員充足率は回復してきている。

【改善を要する点】

○食物栄養科学部発酵食品学科の収容定員充足率は低く、改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、各学部・学科・専攻の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示している。シラバス作成に当たっては、共通する基本事項「授業計画書（シラバス）記載要領」を教務委員会で決定し、シラバスに含めるべき事項と詳細についてガイドラインを定めており、組織的に取組んでいる。教養教育についても各学科の特性を生かし、学生の多様な関心に応える取組みを組織的に継続している。

コース教育と資格教育を組み合わせるなど、教育課程編成方針に即して教育の体系性とともに学生視点に立ったカリキュラム編成に努めている。また、履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫も行われている。

FD 活動、授業評価アンケートなど、教授方法の改善を全学的に進めるために組織体制を整備し、運用している。文学部人間関係学科や食物栄養科学部食物栄養学科では模擬授業を通じた教員間での授業評価に取り組んでいる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職員協働による学生への学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。平成 21(2009)年度からは、週 2 回のオフィスアワー制度を全学的に実施している。教材作成、授業補助、実技など、指導教員の教育活動を支援するために、TA などを適切に活用している。

初年次教育に「導入演習」「基礎演習」などを導入し、高校教育から大学教育にスムーズに移行できるよう対策をとっている。中途退学者を減少させるために、当該学期の GPA(Grade Point Average)が特に低い学生には担任教員による学修指導を実施し、また「退学・休学等相談カルテ」を運用するなど、きめ細かい対応がなされている。

授業評価アンケートなど、学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

各教員が成績評価基準を共有し学修達成度を適切に評価し、単位を認定するとともに、学部学科が定める学位授与の方針に沿った学修成果を修め卒業要件を満たした者について卒業を認定しており、適切な単位認定、卒業・修了要件などの基準のもとに、厳正に適用されている。

編入学、他大学または短大、大学以外の教育施設など、科目等履修生などの既修得単位については、学則及び当該規定に基づき教育課程との整合性を考慮して適切に認定されている。

学生の学修指導などに資するため、平成 23(2011)年度から GPA 制度を導入しており、今後の活用が期待される。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育のための支援体制として、キャリア支援センターが設置されている。これを中心に、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。なお、このセンターには留学生コーナーを設けて情報提供を行うなど、留学生の就職支援にも力を入れている。1～3 年次のキャリア教育として、「キャリア教育Ⅰ」「社会生活概論」「インターンシップⅠ・Ⅱ」「キャリア教育Ⅱ」を配し、体系的なキャリア教育を実施している。

また、地域的状况もあるが、近年、就職率が伸び悩んでいるので、この向上のため学長補佐(就職担当)を委員長とする就職委員会を組織して、就職オリエンテーションの実施、学内合同企業説明会の開催、学外企業説明会の参加などのサポート事業を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業評価アンケートに基づいて、授業方法の効果などを分析し、教員相互に情報を共有している。学生の意識調査などにより、教育目的の達成状況を点検・評価している。これによって、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。このアンケートに基づき専任教員は「授業改善プラン」を作成するなど授業改善に役立てている。

また、成績発表時には、各学科で、各学年・クラスごとに学生を集め、担当教員が学生一人ひとりに面談を交えて成績表を手渡している。また、免許・資格取得状況や就職・進学状況は、毎年度「別府大学の就職状況」として整理・公表している。管理栄養士国家試験の合格率を高めるため、定期的な模擬試験の実施などきめ細かい指導を行っており、その結果、全国の平均を上回る合格率を達成している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス、厚生補導のための組織として学生委員会を設置している。この委員会で学生の厚生補導に関する事項について企画、協議し、その執行に当たっている。学生委員会を中心に、課外活動への全体的な指導・支援などを適切に行っている。学生事務部に留学生課を設置し、留学生委員会との緊密な連携のもとに、留学生への学生サービスや厚生補導に当たっている。

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などは、学生課、健康相談室、学生相談室がそれぞれ窓口となり適切に対応している。

また、大学独自の奨学金制度、授業料の分納・延納制度、留学生に対する授業料の減免制度などを設け、経済的な支援を行っている。生活費の支弁が緊急かつ一時的に困難な学生に対して、「学生生徒の緊急生活支援対策資金」を制度化している。

「充実した楽しい学生生活を送るための満足度調査」(以下、「学生満足度調査」)などを通じ、学生サービスに対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、学生サービスの改善に反映している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員の配置については、設置基準に定める教員数以上に適切に配置されている。学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専門教員を確保している。

教員の採用・昇任は、「学校法人別府大学教職員採用、昇格に関する規程」を定めて、かつ適切に運用している。教員採用は原則として公募となっている。教員の評価についての検討が大学企画運営会議において行われている。

また、3学部合同のFD委員会を年平均13回開催し、授業評価アンケートの結果とその分析、専任教員の「授業改善プラン」、評価結果に関する学科長見解などを報告書に取りまとめて公表している。

教養教育の全学組織として教養教育委員会を設置し、教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。校地、校舎については設置基準に必要とされる面積を満たしている。図書館は適切な規模を有しており、かつ十分な学術情報資料を確保している。施設・設備の安全性、利便性（バリアフリーなど）に配慮している。

また、平成21(2009)年度に「学校法人別府大学緊急施設整備計画」を策定して、順次、耐震補強などの施設設備工事を実施している。

更に、「防災ハンドブック」を作成し、学生や教職員に配付している。防犯パトロール隊を学生有志の協力のもとに行い、月1回実施している。

授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるよう、適切な管理が行われている。

基準3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準3を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

教育研究の進展はもとより、社会貢献、業務運営の効率化、財務状況の改善など、法人全体の目標として、総合 5 年計画「学校法人別府大学中期計画」を平成 24(2012)年 3 月に策定している。同計画を冊子として全教職員に配付するとともに、公益性を有する教育研究機関として大学のホームページなどで市民にも公表している。

また、学校法人、大学の管理運営については、関係法令などに準拠し、就業規則、「学校法人別府大学事務分掌規程」などを整備するとともに、これを遵守した管理運営が行われている。

「学校法人別府大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止・対策等関連機関の組織及び運営に関する規程」を制定し人権について配慮するとともに、地域に配慮した環境保全を推進している。

教育情報などの公開については、関係法令の改正を踏まえ、諸情報をわかりやすく整理し、大学のホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会については、寄附行為にその任務や運営などについて規定され、管理運営規則に法人における最高意思決定機関として明確に位置付けられている。

また、法人の管理運営は、関係法令などに準拠し適正に運営されている。法人のガバナンス機能を強化するため、理事会の機能の一部を定例役員会に委譲し、業務執行の迅速化を図るとともに、平成 23(2011)年 8 月に理事を 2 人（法人事務局長、大学事務局長）増員している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定機関の主なものとしては、教授会、大学評議会、大学企画運営会議及び各種専門委員会があり、教学に関する重要な意思決定機関又は審議機関として、組織的な位置付けが明確にされている。大学評議会では、学長が議長となり学部を越えた全学的な重要事項を審議し、各学部教授会で異なる決定がなされた場合は、大学評議会での協議決定されている。大学企画運営会議は、学長が議長となり大学の基本的な戦略や特定事項についての企画、連絡調整が行われている。

また、学長補佐 3 人が置かれ、それぞれ学生担当、教務・入試担当、就職担当として所掌分野を総括し、大学の意思決定及び業務執行における学長のリーダーシップを発揮できる体制が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会では、学長などから教授会における重要な審議事項が説明されるなど、理事会と大学との情報共有が図られている。また、定例役員会においても、大学から学長、学部長、大学事務局長が出席し、法人幹部職員や同一法人下にある短大・附属高校幹部職員とともに業務全般にわたる日常的な重要案件が審議されており、同役員会における決定事項は出席者を通して関係部署に伝達されている。

なお、各種会議体には教職員が出席しており、教員及び職員の提案などが適切に反映するよう図られている。また、教職員の経営への参加意識を高めるため、課題に応じたワークショップの開催、目安箱の設置など、教職員からの提案などをくみ上げる仕組みを取入れ、運営の改善に活用していく計画である。

監事は、理事会及び評議員会に全て出席し、法人の業務執行と財産の状況について、適切に監査している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人及び大学には、業務に応じて必要な部署を配置しているが、中でも大学改革関連の企画業務の増加に対応し、平成 21(2009)年度に「キャリア開発マネージャー」を配置するなど、社会の変化に対応した体制が整備されている。

また、法人、各学校の主要職員で構成する事務会議が月 1 回開催され、法人内における円滑な事務連絡が行われている。

更に、新規採用職員に法人の職員として必要な基本的な知識を習得させるため実施している研修のほか、大学事務局を中心に研修と業務改善を結びつけたワークショップ型の研修を行うなど、職員の資質・能力向上について組織的な取り組みが行われている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

4 期にわたる中期財務計画を着実に実施したことにより、長年連続して帰属収支差額の黒字を維持するなど努力を行い、経営の安定が保たれている。しかしながら、近年入学生数の減少による帰属収支差額の黒字幅が減少傾向にあることから、平成 24(2012)年 3 月には、平成 23(2011)年度にスタートした第 4 期中期財務計画を包含するかたちで「学校法人別府大学中期計画」を策定している。この計画では今後 5 年間で、人件費や管理経費を削減することなどにより、5 年後には帰属収支差額比率を一定水準以上に確保することや、人件費比率を一定水準以下に抑制することを目標としている。

また、外部資金の導入についても中期計画にて重要性が認識され、法人及び大学をあげて継続的な努力を行っている。寄附金については、平成 23(2011)年度より「教育研究振興資金」の募集活動を展開し、科学研究費補助金についても、査読を含む指導を始めるなど応募率・採択率を高める工夫をしている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算の執行に当たっては、「学校法人別府大学経理規程施行細則」及び「学校法人別府大学契約事務取扱細則」などの関係規定に基づき適正に執行しており、更に、理事長も自ら「会計事務の適正な執行について」という通知を出して、法人の会計事務に携わる教職員に内部けん制体制の確保や意識の向上などについて周知徹底している。

また、会計報告については、月次には、試算表をもとに法人事務局長、常任理事を経て理事長に、年度終了後には、2 か月以内に決算書を作成し、監事による監査を受けて定例役員会で審議した上で、理事会で承認後、評議員会に報告をしている。

監査については、公認会計士による会計監査と、監事による業務監査及び会計監査を受けている。監事監査会の開催、理事会・評議員会での監事の監査報告、監事と会計士との意見交換など監査機能の充実・強化を図っている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価が努力義務として大学設置基準に規定されて間もない平成 5(1993)年 4 月に自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価の組織を整備している。

また、学則第 2 条には、「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている。平成 23(2011)年には自己点検・評価委員会に学長補佐（教務担当）をチーフとする幹事会を設置するなど機動的に活動できる体制を整えている。平成 7(1995)年に最初の自己点検・評価報告書を刊行して以来、今回を含めて 6 回自己点検・評価を実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学事務局が中心となって毎年学生数や教員数などの基礎データを収集・整理し、その共有に努めている。

また、平成 14(2002)年度からは授業評価アンケートを実施し、学生の授業評価や授業に対する意見を把握・分析して、報告書に取りまとめている。このほか、新入生意識調査やオープンキャンパスアンケート調査も実施し、教育方法の改善や学生募集の戦略策定に使用している。

更に、平成 21(2009)年度には学生満足度調査を行い、学生の要望や不満を把握・分析している。このように、十分な調査とデータの収集によって、現状把握とエビデンスに基づく客観的な自己点検・評価を行っている。平成 18(2006)、21(2009)年の自己評価報告書を教職員に配付するとともに、大学のホームページに公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 18(2006)年の自己評価報告書に記載した「改善・向上方策（将来計画）」について、平成 21(2009)、22(2010)年度と継続して対応実績の把握調査を行っている。

なお、平成 24(2012)年にスタートした「教育研究発展計画」においては、「年度報告」を取りまとめている。それをもとに大学企画運営会議において自己点検・評価を行い、翌年度の「年度計画」に反映する仕組みとし、全学的な自己点検・評価を行い、その結果を教育研究はじめ大学運営の改善・向上につなげる独自の PDCA サイクルを構築している。

また、授業評価アンケートに関しては、平成 23(2011)年度から各教員の授業改善の具体策を報告書に掲載して公表し、学生の声を授業改善に結びつける仕組みを整備している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A-1 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化と情報共有

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化と情報共有

A-2 地域との連携・地域への貢献の具体性

- A-2-① 生涯学習への貢献
- A-2-② 自治体や団体との連携
- A-2-③ 産学官の連携
- A-2-④ 教育現場との連携
- A-2-⑤ 地域への優秀な人材の供給
- A-2-⑥ 附属施設その他の取組み

【概評】

大学は、その前身校から起算すると100年を超える校史を持つ。別府という地名を冠した大学において、追求され続けてきた重要な使命の一つが、地域に根差した大学教育・研究の推進であった。それは、大学の使命・目的に地域との連携、地域への貢献が明確にうたわれ、学部・学科の教育研究目的にも地域に貢献する人材養成を掲げていることに示されている。

「教育研究発展計画」のビジョンの一つにも「地域に学び、地域に貢献する大学」を明記するとともに、その実現のための具体的な行動計画を掲げ、地域との連携・協働の重視、人材育成と研究活動を通じた地域貢献、公開講座や地域をフィールドとした教育研究活動の展開、教育機関との連携などを行うことが示されており、それを着実に実施している。

平成22(2010)年度に「別府大学・別府大学短期大学部地域貢献の方針」を策定し、平成23(2011)年度には「地域連携・社会貢献資料集」を刊行して地域連携活動に対する全学的な情報共有を図っている。

こうした地域連携方針に沿って、生涯学習への貢献、自治体や団体との連携、産学官の連携、教育現場との連携、地域への優秀な人材の供給、附属施設における独自の連携・貢献活動など、大小さまざまな取組みが行われている。また、各学科においても、地域連携・社会貢献の活動は充実している。

特に、自治体との連携プロジェクト事業は充実しており、文化財研究所の発掘調査や発酵食品学科による食物アレルギー児の社会的対応の確立など、大学のシーズを積極的に地域に還元している。

